

長財第117号
令和2年10月1日

各部・課・室・センター長
教 育 長
各委員会及び委員事務局長
議 会 事 務 局 長
病 院 事 務 局 長
老人保健施設事務局長

} 様

副 市 長

令和3年度予算編成について（依命通達）

令和3年度予算編成については、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない
うえ、国・県の予算及び地方財政計画等の内容が現在のところ明らかでないが、その基調
とするところを勘案しつつ、別紙「令和3年度予算編成方針」に基づき、予算見積関係書
類を調整し、指示する期日までに総務部財政課長あて提出するよう、命により通達する。

令和3年度予算編成方針

1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

内閣府の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

こうした状況において政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するなどとしている。また、令和3年度予算については、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

本市の財政状況をみると、令和元年度普通会計の決算では、実質収支は13億1,200万円の黒字決算となり、他の特別会計でも全て黒字決算となるなど、堅実な財政運営が図れている。

歳入では、市税収入が前年度から1億4,900万円増加（前年度比+0.9%）したものの、地方交付税のうち普通交付税は、合併による特例措置（合併算定替）の段階的な縮減等により2億7,000万円の減（前年度比▲2.0%）となっている。令和2年度を最後にこの特例措置が終了するほか、近年の投資的経費に充当する国の交付金等の内示率の低下も懸念されるなど、引き続き財源確保が厳しい状況にある。

一方で、歳出では、大型建設事業の増加により普通建設事業費が28億2,200万円増加（前年度比+40.0%）したほか、自立支援給付費や幼児教育の無償化等に伴う給付費の増加等により扶助費が2億4,100万円増加（前年度比+3.3%）した。

経常収支比率は90.4%（前年度比▲0.7ポイント）となり、昨年度に比べて一定改善はしたものの、義務的経費の増加や経常的な一般財源の減少など、財政の硬直化がますます

進んでいることから、聖域なき事務事業の見直しに加え、市民ニーズや社会構造の変化を的確に捉えた事業の選択と集中、前例踏襲からの脱却による歳出経費の見直し、行財政運営のスリム化と効率化、一層の歳入確保などに全庁を挙げて不断に取り組み、財政健全化の歩みを確かなものとする必要がある。

今後の中長期的な財政見通しとしては、昨年7月に策定した『長浜市財政計画（令和2年度～令和11年度）』によると、歳入については、市税や地方交付税等の経常的な収入が人口減少等により減少していく一方で、歳出については、少子高齢化の状況による扶助費の増加や一部事務組合も含めた公共施設等の整備に対する支出が見込まれている。

財政計画策定時からの状況変化を踏まえ、今年9月に策定した中期財政見通し（令和3年度～令和5年度）によると、令和3年度について、歳入では、新型コロナウイルス感染症や緊急経済対策による軽減措置等の影響により基幹となる市税が減少し、臨時財政対策債を含めた一般財源額が今年度と比べ5億円ほど減少する見込みである。歳出では、会計年度任用職員制度の導入等による人件費や、自立支援給付費や生活保護費の増加による扶助費などの義務的経費が増加するほか、市営住宅北新団地の建て替えや道路・河川等のインフラ資産の整備などの大規模な財政需要も見込まれ、36億円程度の財源不足となる見通しである。

このため、財政計画に掲げる「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」という基本方針に基づき、一般財源の減少にあわせた行政コストの削減や公共施設等の統廃合など、本市の人口動態、歳入規模に見合った歳出構造への転換を進め、将来負担を軽減し、もって持続可能で安定的な財政運営を行うことが強く求められている。

2 予算編成の基本的な考え方

人口減少・少子高齢化という厳しい社会の変化に的確に対応するため、『財政計画』に基づく財政運営を基本としつつ、『総合計画』に掲げた計画目標を達成するため、「地方創生の取組」や「行財政運営の取組」を着実に推進し、将来世代に過度の負担を残さず、かつ将来の財政需要に対応できる力を確保していく必要がある。一方で、変化する社会経済情勢や市民ニーズに対しても適切かつ迅速な対応が求められ、『総合計画』の推進に伴う事業や、喫緊の課題である施策については、より効果的な取組が必要となる。引き続き、「必要な施策・事業の着実な推進」と「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」の両立を図りながら予算編成に取り組む。

特に、令和3年度予算編成においては、厳しい財政状況の中で、真に必要な施策・事業に財源を集中するため、事業の更なる効率化を進めつつ、選択と集中により政策編成・予算編成を行いながら、限られた財源を効果的・効率的に活用し、『総合計画』に掲げる施策を推進していく。

このため、新型コロナウイルス感染症を契機に事業の必要性や手法等についてゼロベースで検討するとともに、新規・拡充事業の財源については、スクラップ・アンド・ビルドにより捻出することを基本とするので、市民への丁寧な説明と理解を求めながら既存事業の見直しに努めることとする。

(1) 『総合計画』の着実な推進

平成29年度からの10年間を見据えた『長浜市総合計画』では、「めざすまちの姿」を「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」とし、これを実現するための合言葉として「Challenge & Creation」（挑戦と創造）を掲げている。総合計画の「めざすまちの姿」の実現に向け、今後、重点的かつ戦略的に取り組む事業として、6つの重点プロジェクトを位置づけており、第2期の『長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略』も踏まえつつ、令和3年度も継続的に、本市の持続的な発展に資する事業を展開すること。

なお、政策編成にあたっては、事業のニーズや効果、実施体制などを検証し、施策の優先度を見極めたうえで、選択と集中により行うものとする。

(2) 『財政計画』に基づく健全な財政運営

① 事務事業の総点検・見直し

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行政運営に取り組むため、家庭や民間企業における経費節約に向けた不断の取組にならない、前例踏襲によることなく一層の事務事業の簡素化、合理化、効率化を図ること。また、より効率的な事業を実施するため、予算不用額を徹底的に圧縮し、財源を捻出すること。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大の動向を踏まえ、従来どおりの事業実施が困難なものや、見通しが立たないものについては、事業の在り方から徹底的に見直しを行い、中止・廃止を含めてゼロベースで検討すること。また、必要性が認められる事業でも、年度間の事業量の低減と平準化を徹底すること。

併せて、『長浜市職員働き方改革』の趣旨も踏まえて、行政内部における会議の持ち方、手続・処理の簡素化、業務の効率化など、仕事の進め方も見直すこと。

② 普通建設事業の抑制

建設事業は負担の公平性や平準化のため、基本的に地方債を財源とし、将来世代にその償還金を負担させることになる。つまり、地方債の発行増は、後年度の歳出に占める償還金の割合を高め、財政運営の硬直化を招くことにつながる。健全財政による市政運営を確保し、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、普通建設事業については、その総額を圧縮し、地方債の発行抑制に努めること。

また、インフラ資産も含めた公共施設等の老朽化が進み、その更新コストが財政をより圧迫するおそれがあること、及び維持管理コストの増加が財政の硬直化を進めることから、新たな投資を行う際は、将来の人口減少等を見据えて集約化・複合化を検討するとともに、地方財政措置等を有効に活用すること。

③ 民間活力等の活用・推進

『長浜市官民パートナーシップ推進基本方針』に基づき、事務事業全般にわたり、自助・共助・公助の役割分担の観点から改めて総点検を行うとともに、市が行う事務事業であっても民間委託の可能性を検証し、費用対効果が見込める場合は、導入を積極的に検討すること。新たな事業を開始しようとする場合には、民間活力の導入を十分検討するとともに、「最少の経費で最大限の効果を挙げる」ようにすること。いずれの場合においても、VFMが最適化となる効果的な施設整備や事業実施の手法、財源の確保について十分に可能性を探ること。

※ VFM = Value For Money

④ 積極的な財源の確保

持続可能な行財政運営を確保するため、その財源の確保は本市の重要なミッションである。中長期的な安定した一般財源の確保のため、人口の維持・増加策を講じるとともに、産業の育成や地域の活性化を支援することなどにより、市税収入の確保に努めること。

また、公有財産の効率的かつ効果的な利活用を図るため、「公有財産利活用推進本部」において協議された方針に基づき、積極的な売却や貸付による有効活用を図ること。

さらに、自治体クラウドファンディング等を活用するなど、様々な観点・視点から積極的に財源確保に努めること。

⑤ 市超過負担の削減

各種団体等に対する補助金や負担金については、行政との役割分担の明確化、客観的な公益性を確保しつつ、必要最低限の原則のもと、応分の負担割合にとどめること。また、県等の補助事業について、予算的な制約のもと、一部に財源の肩代わりを行っているようなものについては、相手方へ十分な説明のうえ負担比率の適正化について最大限是正を行うこと。

⑥ 財政情報等の積極的な公表

予算編成過程の透明性を確保するため、ホームページ等で予算要求額の公表を行うなど積極的な取組を推進すること。また、予算公表資料の内容の充実を図り、市民にわかりやすい財政状況の広報に努めること。

⑦ 議会審議事項等への対応

定例会や委員会審査において審議された事項について予算化を必要とする場合は、適切に予算を見積もること。また、監査委員からの意見や提言を受けて、事務事業の改善に向けた取組が必要な場合についても、適切に予算を見積もること。

(3) ポストコロナ時代に向けた「新たな日常」の実現

新型コロナウイルス感染症対策として、まずは、感染症拡大の収束を一刻も早く実現することが必要であり、収束までの間は、感染拡大防止の徹底をはじめ、市民生活の支援や経済活動の回復などの取組を継続すること。

また、感染症拡大により、国社会全体のデジタル化・オンライン化の遅れや大都市の人口密集など様々な課題やリスクが浮き彫りとなったところであり、これを社会変革の契機と捉え、Society5.0の実現に向け、デジタル化や自動化、AI・RPA活用等のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することとし、DXの加速化の観点から、行政のデジタル化など前倒して取り組めるものについては、早期の事業展開を図ること。

さらに、感染症拡大により、人口が密集する大都市での生活のリスクと地方での暮らしの魅力が改めて認識されたことを大きなチャンスと捉え、地方への人の流れの創出や新しい働き方・暮らし方の実現に向けて取り組むことで、ポストコロナ時代に向けた「新たな日常」の実現を目指すこと。

※ RPA = Robotic Process Automation

(4) 部局の自主的・自律的な予算編成

より現場に近い部局長が経営資源に係る権限を持ち、地域課題や住民ニーズに対して創意工夫により成果をあげていく庁内分権型の経営方式を取り入れ、部局の自主的・自律的なマネジメントを確立するため、昨年度に引き続き、経常的な経費のうち一部については、一般財源の一定額を各部局に配分する方式により予算を編成する。

各部局がコスト意識の徹底を図り、費用対効果、優先順位を十分に見極めながらその必要性や有効性等を検証し、より効果的で実効性の高い施策となるよう各部局が自主的・自律的に予算編成に取り組むこととする。各部局においては、事業の選択と集中により部局内調整機能の強化に努めるとともに、複雑化・多様化している社会的課題については、部局横断的な対応を徹底し、課題解決に取り組むこと。

(5) 確かな根拠に基づく政策立案（EBPM）

令和元年度決算及び令和2年度予算の執行状況を踏まえ、全ての事務事業について、その目的や期待される効果、これまでの成果等を整理するとともに、各種統計など客観的なデータや確かな根拠に基づいた事務事業となるよう、十分な分析と効果測定を行うこと。

また、市民満足度調査の結果報告を参考にし、その経年変化等も踏まえつつ、市民ニーズを的確に捉えた施策、事務事業となっているか検証すること。

さらに、地方公会計制度の導入により、統一的な基準による財務書類を作成していることから、類似団体との比較や年度間の経年変化の分析等による財政マネジメントの強化を図ること。加えて、固定資産台帳を活用した公共施設の維持管理、修繕、更新等の中長期的な経費の見通しの算出や、適正な受益者負担の算出など、幅広い活用に向けた取組を進めること。

※ EBPM = Evidence Based Policy Making

3 予算編成にあたっての留意事項

(1) 基本的事項

国・県の予算及び地方財政計画等が未確定であるとともに、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せないため、令和3年度予算編成は現行制度及び現状の社会情勢を前提とするが、予算見積りにあたって国・県の動向を注視し、的確な把握に努めること。特に、市民生活への影響や市財政への影響が多大と見込まれる場合は、速やかに財政課に連絡するとともに、その対応を別途協議することとする。

(2) 予算編成の上限額

令和3年度予算は、『財政計画』を基本として編成することとし、予算規模は、財政計画策定後の変動を調整し、528億円を上限として編成することとする。

経常的経費については、令和元年度決算分析及び令和2年度予算の執行状況から、適正な予算額を見積もり、予算不用額の徹底的な縮減を行うこと。また、経常的経費については、一般財源の配分額を内示するので、配分された一般財源の範囲内で予算要求を行うとともに、各事業の経費の組替を行うなど、メリハリのある予算要求とすること。特に、補助対象事務費については、直接執行事務費以外はすべて振替財源として明記し要求すること。

なお、部局の自主的・自律的な予算編成を行う観点から、配分された一般財源の範囲内に収められた予算要求については、原則として査定における調整は行わないものの、制度導入2年目であることから、財政課において一定の調整を行う場合がある。

予算要求にあたっては、当初予算において、配分された一般財源の範囲内に収めるため経費を過小に見積もり、年度途中で不足額を生じさせたり、事業費を確保するため国県支出金等の特定財源を過大に見積もり、歳入欠陥を生じさせたりすることがないように十分に留意すること。

(3) 歳入に関する事項

歳入については、「入るを量りて出づるを制す」が財政規律の前提となることから、過去の実績、令和2年度の決算見込、国県の概算要求及び社会経済の見通し等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大又は過小見積りとならないよう十分留意するとともに、令和元年度決算を踏まえ予想される収入金はすべて計上すること。特に、未収債権については、長浜市債権管理条例（平成25年長浜市条例第26号）に基づき、より一層の部局相互の連携・協力を図り、適正な管理と徴収率の一層の向上を図るため、具体的な対策を講じること。

① 市税

市税収入は、本市の基幹となる歳入であり、財源確保の観点はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率の更なる向上に一層努力すること。また、税制改正等による市税収入への影響があるものについては、情報収集に努め遺漏のないよう予算に反映させること。

② 使用料、手数料及び諸収入

施設使用料については、受益者負担の原則に基づく適正化に向け、適切な見直しを行うこと。特に、「密」を回避する観点から、従来どおりの利用者が見込めない施設については、使用料の見直しも含めて、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めること。また、新たな財源の確保を図ると同時に、市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業を推進しているので、積極的に取り組んで、一般財源の負担軽減に努めること。

③ 国県支出金

国・県補助金等が廃止又は縮小される事業については、漫然とこれを市費に振り替えることは認められないので、国や県の令和3年度予算編成状況等や制度改正を的確に把握し、事務事業の見直しを図ること。県補助事業については、「滋賀県行政経営方針2019」に基づく取組を注視のうえ、市の負担比率が見直される場合等にあつては、本市にとって今後も必要な事業かどうかを十分に見極め、事業採択も含め慎重に検討すること。

また、「社会保障制度の改革」の動きなどの国の制度改正についての的確に把握するとともに、本市がこれまで国事業に独自で上乘せしてきた部分の必要性や妥当性を十分に検討すること。さらに、超過負担を余儀なくされているものについても、補助基準の範囲内での執行を検討するとともに、実態に即した補助単価等への改定を働きかけること。

④ 財産収入

市有財産については、財産の現況を的確に把握し、適正かつ効率的な活用に努めるとともに、本市として今後利活用が見込まれない財産については、積極的に処分等を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。また、現在使用していても、施設の統廃合や移転等により未利用財産となるものについても、利用形態を見直し、資産価値がより発揮されるよう検討すること。

⑤ 基金

厳しい財政状況を踏まえて、各種基金については、社会資本の整備状況や今後の建設事業の動向などを勘案しながら積極的な活用を図ること。また、基金のさらなる活用を図る観点から、基金運用益を活用している事業についても、その役割の見直し等を検討し、基金の取り崩しなども含めさらなる活用を図ること。

⑥ 地方債

多額の地方債残高に伴う公債費の償還が本市の財政圧迫の要因の一つとなっていることや、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、引き続き、事業費総額の抑制や、計画的な繰上償還による公債費負担の軽減を図るなど、地方債残高の削減に取り組むこと。地方債の発行にあたっては、交付税措置率が有利な条件のものに限って財源充当するなど、後年度の財政負担を最小限にとどめること。また、法改正により、合併特例債の発行期限が市町合併後20年間に延長されたことから、今後予定される事業の進捗を調整するなど、計画的な財源対策を講じること。

(4) 歳出に関する事項

歳出については、『2 予算編成の基本的な考え方』を念頭におき、事業の優先順位や、「行政が担うべき領域に属する事業」であるか、「行政が事業の担い手となるべきか」などを見極めながら、コロナ禍で顕在化した課題や社会構造の変化に対応するため、これまで以上に必要性や手法等について検討し、前例や既成概念にとらわれることなく、事務事業の抜本的な見直しと再構築に取り組むこと。特に、県との役割分担については、市が行うべき施策かどうか、二重行政になっていないかなどを検証し、制度本来の目的に則って見直しを行うこと。

また、事業実施に必要な数量の不足や項目の漏れ(複数年に一度実施するようなもの)など、追加の予算計上が必要とならないよう、適正に予算計上すること。

<共通事項>

事務事業の予算要求にあたっては、新規、既存事業とも現状分析をしっかりと行い、将来の予測を踏まえた数値目標を設定の上、必ず効果の検証ができるようにすること。

<留意事項>

① 人件費

令和元年7月に改定された『長浜市定員適正化計画』に基づき、10年後の長浜市を見据えて職員数の合理化を進めるとともに、予算要求においては、当該計画との整合性を勘案し、事業量に対する適切な人的資源の配分について十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、部局内において、人的資源を含めて選択と集中を徹底すること。

また、令和2年4月から導入された会計年度任用職員については、「長浜市会計年度任用職員の任用に関する基本方針」に基づき、見直しを図ること。

② 公共施設等の長寿命化・統廃合関係

合併に伴う施設数の増加や施設の老朽化により、維持補修経費の増嵩が大きな課題となっていることを踏まえ、『公共施設等総合管理計画』や『個別施設計画』に基づき、公共施設等の削減に取り組むこと。

また、将来世代の負担軽減が図れるよう、インフラ資産も含めた公共施設等に対する長寿命化に係る経費は一定確保することとしているので、公共施設等の中長期の修繕計画等をもとにしたファシリティマネジメントを推進し、公共施設等の適正配置、長寿命化及び更新コストの平準化を図ること。

なお、「施設の新規建設」及び「全面的な建替更新等」を行う場合は、「公共建築物の建設にかかる検討事項方針」に基づき取り組むこととしているため、関係各課との協議を経ていない場合は、予算計上を認めないことに留意すること。

③ 委託料

官民パートナーシップ推進の視点から、民間活力の活用について積極的に検討を行い、VFMが最適となる効果的な手法について検討すること。委託業務の必要性や内容（人数、日数、回数等）、契約の方法について見直しを行い、経費の節減に努めるとともに、競争原理の導入により適正妥当な額で見積もること。非公募による指定管理に伴う指定管理料については、収支見通しを精査し要求すること。指定管理料を除く外部団体への委託事業経費については、業務の一層の効率化を図るなど、十分精査を行い積算すること。特に、事務局を市が担当し経理処理を行っているなど、委託方式の趣旨を損なう形で事業を実施しているものについては見直しを行い、直接予算に変更すること。なお、委託料の積算根拠は国県等の基準単価のほか市旅費規程や給料単価等の適正な根拠に基づいたものとする。

④ 扶助費

扶助又は措置の実態を十分把握し、過去の推移や不用額の状況等を十分精査のうえ、対象人員・単価等の的確な把握に努めること。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や国の社会保障施策の推進等により、扶助費は増加すると見込まれることから、各事業の効果やニーズを見極め、事業の必要性や規模、基準の妥当性等について適宜見直しを行うこと。

⑤ 負担金、補助及び交付金

行政の責任分野や経費負担のあり方、行政効果等を総合的に勘案し、すべてについて見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積ること。

各種団体会費については、形式的なものは脱会をすること。また、公費負担の合理性がないものについては、公費負担を廃止すること。さらに、加入団体の財務内容（多額の繰越金、予算と決算の大幅な乖離、事業自体の必要性）を再度把握したうえで、他自治体と連携し負担額の削減を検討するとともに、負担割合についても必ず合理性の検証を行うこと。

補助金は、特定の事業や活動を支援するために、公益上必要があると認められる場合に支出するものであり、その判断は客観的な妥当性がなければならない。平成28年度に改訂した『長浜市補助金制度ガイドライン』の趣旨を念頭に、「財政規律の確保」及び「市民満足度向上・施策実現」が両立できる仕組みとするとともに、すべての補助金について必要性や効果等の再点検を行い、一層の適正化を図ること。特に、繰越金の状況を適正に把握し、繰越金があるものについては必ず見直すこと。なお、補助金交付要綱が整備されていないものについては、要求不可とする。

⑥ 投資的経費

限られた財源のなか、市民生活の基盤となる社会資本の整備を着実に遂行していくためにも、事業の緊急性、必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検証したうえで、優先度の高い事業への選択と集中を徹底すること。複数の事業が同時に予定される場合は、事業の着手時期や進捗の調整等を行うなど、財源に見合った事業実施とすること。また、各施設の整備にあたっては、類似施設の集約化・複合化について必ず事前の検討を行うとともに、規模や内容が適正であるか十分に精査し、最大限の経費削減に努めること。

さらに、施設の整備手法について、PFI等の民間活力の活用が可能かなどあらゆる角度からの検証を行うとともに、後年度の維持管理経費が過大にならないよう徹底的に精査し、効率的・効果的な運営方法についても予め検討すること。この際、事業選択の根拠となる施設の利用者数や受益者数、交通量、さらに整備に伴う効果額等について整理分析し、予算要求時に提示すること（これらが無い場合は要求不可とする。）。)

※ PFI = Private Finance Initiative

(5) 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計については、使用料・保険料など受益を受ける市民負担により運営されていることを念頭に、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減と合理化、負担の適正化に努め、市税からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。

公営企業会計については、中期的な経営の基本計画である『経営戦略』の策定が求められており、当該計画により経営基盤の強化と財務マネジメントの向上を図ること。

4 その他

(1) 債務負担行為の活用

適正な予算執行を行うにあたって、債務負担行為を活用することにより、年度当初にスムーズな契約ができるよう予算要求を行うこと。

(2) 予算要求書の作成及び留意事項

- ① 令和3年度の予算要求書は、『令和3年度予算編成事務について』に基づいて作成し、提出期限を厳守すること。
- ② 予算編成事務と併せて、来年度の国・県の予算の内容及び関連する制度の改正など、その動向を迅速かつ的確に把握し、適宜、財政課に連絡するなど連携を密にし、事務の円滑化を図ること。
- ③ 各部局の次長は、各部局の予算要求の状況を取りまとめ、「部局予算要求方針」を策定して財政課まで提出すること。
- ④ 予算編成過程における関係書類及び調整事項は、すべて本市としての意思形成過程である。最終的な意思決定は市長裁定であり、公表前の機密保持を厳守すること。

⑤ 予算要求書の提出上の留意事項

- 提出期限 **令和2年11月26日(木) 正午【期限厳守】**
- 提出部数 本紙1部(写し4部)
- 提出先 総務部財政課